

○地域計画とは？

法令化（令和4年5月公布、令和5年4月施行）

農業者や地域の方々の話し合いにより策定される地域の将来の農地利用の姿を明確化した設計図です。10年後を見据え、担い手を含め、農地所有者、地域住民なども交えて話し合い、決定する必要があります。

人・農地プラン

H30、R3で策定したものがベース

目標地図

農業委員会で素案を策定し、協議の結果と、農地の出し手・受け手の意向を踏まえ、10年後に目指すべき農地利用の姿を地図に落とし込む。

地域計画

※R7.3月までに策定

※大きな違いは「**目標地図**」の作成

○地域計画の法定化による影響は？(R7.4月以降どう変わるか)

1.農地の貸借制度が変わります(農用地利用集積等促進計画)

利用権設定等促進事業が農地中間管理(農地バンク)事業に一本化。農地の貸し付け相手が「**地域計画の目標地図に位置づけられた農地の受け手であること**」が要件になります。



2.補助金

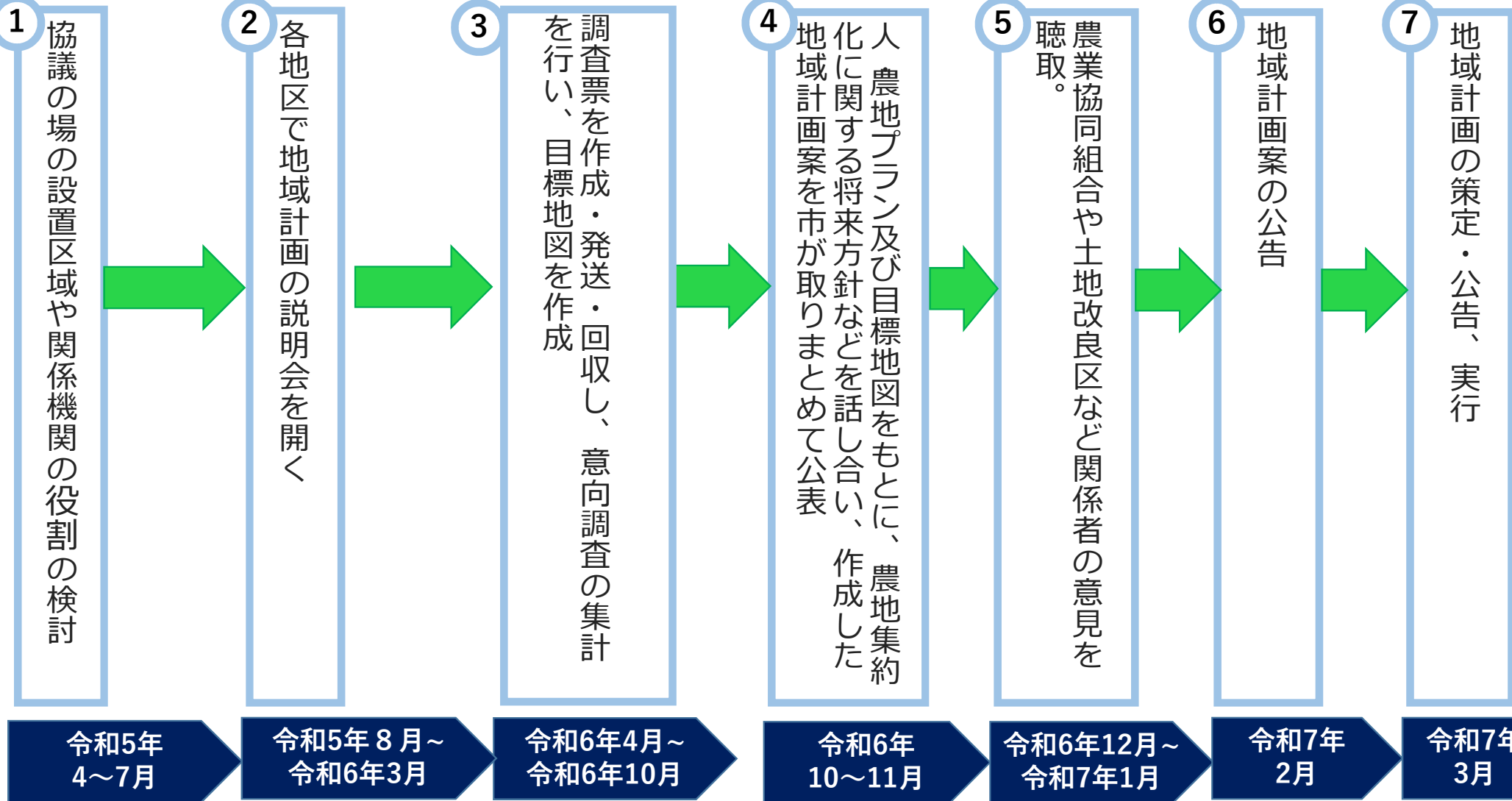
「**地域計画の目標地図に位置づけられた農地の受け手**」でないと、下記の補助金等が受けられなくなる可能性があります(一部のみ抜粋)。

- 農地利用効率化等支援交付
- 担い手確保・経営強化支援事業
- 経営継承・発展等支援事業
- 集落営農活性化プロジェクト促進
- 農業経営基盤強化準備金制度
- 機構集積協力金のうち地域集積協力金、集約化奨励金
- 農地中間管理機構事業農地売買等支援事業
- スーパーL資金金利負担軽減措置
- 農業近代化資金金利負担軽減措置
- 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
- 農地耕作条件改善事業のうち高収益作物転換型、地域内農地集積型、スマート農業導入推進型、水田貯留機能向上型、土地利用調整型

3.農用地転用等

農地除外や転用の際にも「**地域計画に沿うことが必要**」となります。

○桑名市地域計画スケジュール



①協議の場の設置区域や関係機関の役割の検討

令和5年
4～7月

- ・桑名市、農業委員会、三重県（桑名農政事務所）、JA等において協議を行い、それぞれの役割を検討します。

②各地区で地域計画の説明会を開く

令和5年8月～
令和6年3月

- ・各19地区にて説明会を行い、地域計画の必要性・重要性を説きます。

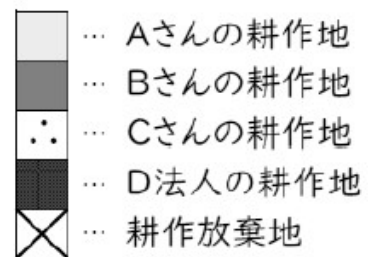
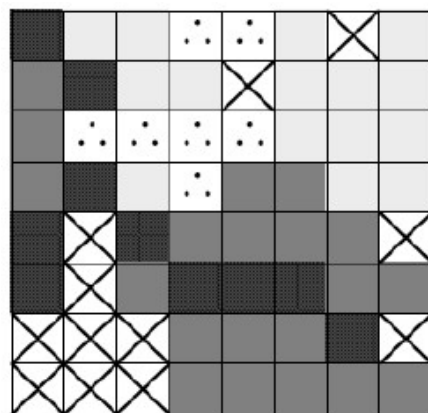
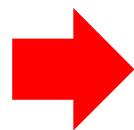
③調査票を作成・発送・回収し、集計データを基に目標地図を作成

令和6年4月～
令和6年10月

- ・土地所有者・担い手等・約10,000世帯へ調査票を発送し、回収後集計。



集計データ



※点在した農地や誰が営農するのか決まっていない農地があることが予想されます。

目標地図の素案を作成

④人・農地プラン及び目標地図をもとに、農地集約化に関する将来方針などを話し合い、作成した地域計画案を市が取りまとめて公表

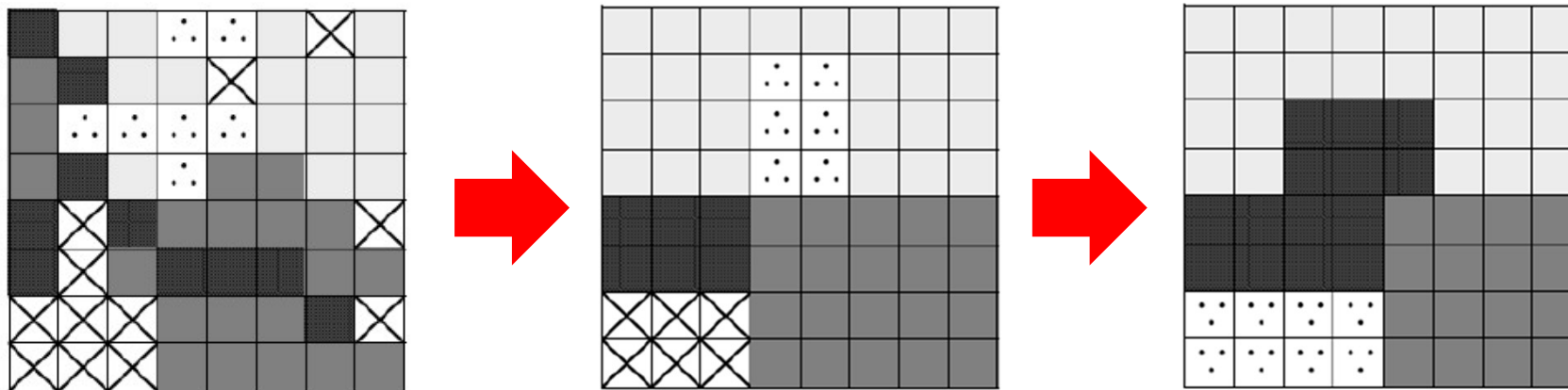
令和6年10~11月

- 協議結果について、とりまとめを行い、農地プラン及び目標地図より地域計画案を作成、ホームページにて公表します。

【旧人・農地プラン部分記載内容】

- ①地域における農業の将来の在り方
- ②農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

【目標地図】



目標地図も協議により、各農地を担う農業者を決め、まとまりのある農地で営農するあり方を示します。

⑤ 農業協同組合や土地改良区など関係者の意見を聴取。

令和6年12月～
令和7年1月

- ・協議結果について、関係機関の意見を聞き、とりまとめを行う。

⑥ 地域計画案の公告

令和7年2月

- ・地域計画案を公告します。
- ・ホームページ等を利用して、2週間、公示・縦覧を行います。

※公表する地域計画の内容に氏名等個人情報が含まれるため、本人の同意を得ることが必要。

⑦ 地域計画の策定・公表

令和7年3月

- ・公告した際にもらった意見を地域計画案に反映し、地域計画を策定します。
- ・ホームページ等を通じて、策定した計画を公告します。
- ・計画を県等関係機関へ送付します。

※公表する地域計画の内容に氏名等個人情報が含まれるため、本人の同意を得ることが必要。



地域計画の実行